

解題

中央大学（大学令による中央大学の設置まで） 二十八件
十九件

参考

中央大学の前身である英吉利法律学校は、明治十八年（一八八五）七月十一日、東京神田区錦町二丁目二番地に創設された。英吉利法律学校は、その後、東京法学院（明治二十二年十月～同三十六年七月）、東京法学院大学（明治三十六年七月～同三十八年八月）と校名を改め、明治三十八年八月に中央大学となつた。

明治・大正時代における中央大学の史料は、数次にわたる校舎の火災で失われたが、なかでも最も重要な史料である学内文書と公文書がほとんど散逸消滅してしまつてある。中央大学の歴史については、既刊の大学史等で一應はわかるが、それらは編纂物で、そこに記載されていることが事実であるか否かを明らかにするためには、文書・記録等によって裏付けることが必要である。今回、大学史編纂室では、東京都公文書館の調査を実施し、同館に所蔵されている東京府の行政文書の中に残存している中央大学関係文書の収集を行つた。それを学校名別に分けると、次のようになる。

英吉利法律学校 十六件
東京法学院 二十二件
東京法学院大学 一件

明治政府における私学行政は、明治三年（一八七〇）十二月二十四日の太政官布告で、私塾の開設には、地方官の許可を必要とする規定したのが出発点となつた。またその日には、別の太政官布告で、入塾の生徒は地方官の添書を必要とすることと、塾生の増減の明細書を月末に地方官へ届出るべきことが定められている。この添書の規定は、明治四年十二月二十二日に緩和され、入塾後に師家より地方官へ届出ることに改められた。

明治四年七月十八日に創設された文部省は、新学制立案の準備資料を得るために、各府県立学校の実態調査に着手したが、また同時に私塾等についても調査を実施した。そして明治五年三月、文部省布達第六号によつて、私塾等の開設については、明治三年以来、地方官の許可制であったのを改め、文部省の許可を必要とす

ることにしたのである。これは、私塾の開設が今まで各府県で許可されていたのを統一して、全国共通の制度にしようとしたものであった。またこの布達では、私学と家塾の区別を立て、「府県学ノ外皆私学」と称し、「唯一家或ハ二家迄之子弟ヲ教候者ハ家塾」と定め、私塾の開設については、姓名・年齢・履歴・学課・学則・教育の方法・開校の場所等を詳細に記した願書を必要とし、さらに私学教師の資格を受けた者に対しても「不行状有之歟、或ハ文部省之約束ニ相背キ候者等ハ教師ノ名ヲ差止メ、閉塾可申付候事」として、私学の教育内容に対しても規制を加えることができるようにしたのである。幕末以来、急激な社会・経済の発展の過程で、多様な社会的需要にこたえる数多くの私塾が生まれていたが、その社会的影響も著しく、新政府は、学制の施行に備えて私学（私塾）の規制に乗り出したのであった。

こうして官公立の学校とともにすべての私学を管理下においた文部省は、同年八月二日の太政官布告と学制を、翌三日布達し、それらの学校をいったん廃止したうえで、学制により、大学・中学・小学の三段階からなる学校制度の創出を実現しようとした。私学については、規定の教科順序によらないものを変則小・中学と称し、教員免許の有無により小・中学私塾、家塾と定めた。そして私学等の開設には、学区取締（中学区におき地方官の任命）を経て、地方官を通じ督學局の認可を要することとし、さらに督學局をしてその結果を本省に報告させ、家塾の開設には地方官の認可を要することとした。また学制には、私学・私塾の教員に対する取締監督規定も従来通り設けられている。ついで九月二日に

は、私学等の開設については、学制第四十三章に準拠すべきことを明示し、さらに同年二月以来、文部省の行った認可を無効とし、「私学開業聞届之証」の返納を命じたのであった。そして十月二日、開業許可証の書式を定め、同月十五日に開業願書の書式を定めた。それによると、学校位置、学校費用の概略、教員履歴、教師給料、学科・教則・塾則の五項目について記載し、美濃紙を使用し、三通提出することになっている。この学制等の規定によって、政府の私学に対する基本路線が形成されたといえよう。

明治七年（一八七四）八月二十九日、文部省は同省布達第二十二号によつて、学校の名称を、官立学校、公立学校及び私立学校の三種類としたが、私立学校の定義については、「壱人或ハ幾人ノ私財ヲ以テ設立スルモノ」としている。今日用いられている私立学校の名称は、この布達によつてはじめて定められたものである。そして同年九月二十三日、文部省は同省達第十三号をもつて、従来私塾・家塾と呼ばれていた名称を私立学校に統一し、私立学校の設立を地方官の認可制とし、地方官に対し、毎年三月それを一括して督學局へ届出るべきことを義務づけたが、明治八年八月二十三日には、同省達第六号で文部省への届出の義務を廃止し、年報の記事として一年分を三月中に提出すべきこととした。

このような学制にもとづく私学の扱いを一変させたのは、明治十二年（一八七九）九月二十九日の太政官布告第四号で出された教育令（第一次教育令）である。私学の設立については、その第二十条で、地方官の認可制を改め、「私立学校ヲ設置或ハ廃止スルモノハ、府知事・県令ニ開申スヘシ」として、その設立を自由

にし、単に届出の義務を負わせたのみであった。

しかしながら、自由民権運動の高揚に恐怖心を抱いた元田永孚ら宮廷実力者のあいだに、学制以降の啓蒙主義的教育政策に対する批判が起これり、明治十二年八月ごろ、仁義忠孝の儒教道徳を強調した「教学聖旨」が明治天皇から政府当局者に内示され、文教政策の修正が強く前面に推し出されてきた。このため政府は、明治十三年一月二十九日、文部省職制を改正し、文部卿の専管事務のうち、從来「公立学校ノ廃置ヲ処分スル事（第十六条）」「私立学校ノ廃置ヲ処分セシムル事（第十七条）」としていた規定を「公立学校ノ弊害アル者ヲ廃止セシムル事（第九条）」と改め、公立学校とともに私立学校に対しても取締り強化の施策に転じたのである。「弊害アル者」との一句を挿入したところに政府の教育政策が明瞭に反映している。このような情況を背景に文部省は、同年三月八日、各府県に対し、公私立学校の教科内容にも干渉を加えるべきことを指示したのであった（同省達第七号）。

こうして儒教的德育の強化を容認した政府は、明治十三年（一八八〇）十二月二十八日に太政官布告第五十九号で教育令を改正し、私立学校の設置を再び府知事・県令の認可制に改め、設置・廃止の規則については文部卿の認可を必要とした（第二十条）。この第二次（改正）教育令第二十条の規定にもとづいて、文部省は明治十四年五月五日、府知事・県令から同省へ届出るための書式を定めた（同省達第十五号）。これにより私立学校の設置について、かなりの規準が設けられ、監督・規制が強化された反面、私立学校の制度がやや整備されるに至ったのである。

そこで東京府でも、文部省の定めた規準にもとづいて私立学校などに対する設置・廃止の規則がつくられることになり、明治十五年四月二十五日、「町村立私立学校幼稚園書籍館設置廃止規則」（東京府甲第五十号布達）が定められた。さらに、明治十六年八月十一日に文部省布達第十五号で、届出の書式に増補付加がなされたため、東京府は、同十七年（一八八四）八月二日に同府布達甲第三十二号により、前記規則を改正し、新たに設置願の書式を定めるに至つた。増島六一郎が明治十八年六月二十七日及び七月八日、東京府に提出した願書は、右の書式にもとづくものである。①②の文書は、その願書に係る決裁文書である。

明治十九年（一八八六）初代文部大臣森有礼は、国家主義の見地から学校制度全般にわたる改革を断行し、三月二日に帝国大学令（勅令第三号）を公布し、つづいて翌四月十日、師範学校令、小学校令、中学校令の各学校令及び諸学校通則（勅令第十六号）を公布し、帝國大学を頂点とする集権的教育体制を樹立した。この諸学校通則は、私立学校、各種学校に関する基本規程であり、私立学校の設置については府知事・県令の認可を必要とし、廃止については府知事・県令に上申すべきことを定めている。また同通則は、私立学校の管理を文部大臣か府知事・県令にゆだねた場合には、官公立学校と同等とみなすことを規定しているが、それは、私立学校の卒業生の上級学校進学について官公立学校の卒業生と同等の特權を与えるとしたものである。

これを受けて文部省は、私立法律学校特別監督条規を設け、同年八月二十五日、帝國大学総長に対し、東京府下の英吉利法律学

校等五法律学校の監督を訓令し、ついで同年十一月二十九日、東京府に対して各法律学校へこの特別監督条規を交付すべきことを命じた。④はその経過を知ることのできる文書である。この制度は、明治二十一年（一八八一）五月五日、特別認可学校規則（文部省令第三号）が定められるに及んで廃止され、私立法律学校に対する帝国大学総長の監督が解かれるに至った。⑪は私立法律学校特別監督の廃止を文部大臣より東京府を経て、各法律学校へ通達した文書である。この規則は、明治二十年七月二十三日に公布された勅令第三十七号文官試験試補及見習規則第十七条第三項の文部大臣の認可を経た学則による法律学・政治学・理財学の私立学校について定められたものである。当時の私立学校では、修業年限や入学者の資格など有名無実の状態であったが、特別認可学校になるには、その入学資格を尋常中学若しくはこれと同等以上とすることが必要となり、専門教育は中等教育の上に位置づけられることが明確になった。⑩は、右の規則にもとづく認可に係る文書である。特別認可学校規則は、明治二十六年十一月四日に廃止された。これは明治二十六年十月、文官任用令（勅令第二百八十三号）及び文官試験規則（勅令第二百九十七号）の公布によつて、特別認可学校卒業者の高等試験受験資格が剥奪され、その制度が存続の意義を失うに至つたためである。ところが特別認可学校の卒業者は、判検事登用試験の受験資格を有していたので、司法省は、明治二十六年（一八九三）十月九日に判検事登用試験規則（明治二十四年五月十五日司法省令第三号）の第三条及び第五条を改正し（司法省令第十六号）、司法省の指定学校の卒業者に受

験資格を与えることとした。この規則によつて、同年十二月二十九日に司法省の指定を受けたのは、東京法学院等九校であった。しかし、文部省は明治三十二年（一八九九）六月二十八日に公立私立学校認定に関する規則（文部省令第三十四号）を制定して、私立学校の卒業生が文官任用令第三条及び徴兵令第十三条にもとづく特典を得るため、私立学校が文部大臣の認定を受け得る条件を定め、従前と同様な規制、監督を復活したのである。

このように私立学校に関する種々の法規は、官立学校に準じた公共性の高い学校を公認し、監督するための制度としての色彩をしだいに明らかにしてきたのであるが、明治三十二年（一八九九）八月三日、私立学校に対する監督規程として、私立学校令（勅令第三百五十九号）が公布され、私立学校令第十七条により、私立学校令施行規則が定められ、明治十四年文部省達第十五号は廃止されるに至つた。従つて、従来、この文部省達によつて府知事・県令より設立の認可を得た私立学校は、私立学校令及びその施行規則の規定に支配されることとなつた。

この私立学校令は、一般の私立学校に適用されるものであるが、私立学校の中でも他の学校令、すなわち小学校令、中学校令、高等女学校令、実業学校令などによつて設立された私立学校は、主としてその学校令の規定にゆだねられ、それらの学校令に規定のない私立学校の閉鎖などについてのみその適用がなされたわけである。

明治四十四年七月三十一日に至り、勅令第二百十八号をもつて私立学校令の改正が行われた。改正の要点は、従来、私立学校の

廃止と設立者の変更の場合には、届出によつていたのを改め、認可を必要としたこと、私立の中学校及び専門学校は、財團法人の設立とすること、私立学校の教員で不適当と認めた場合には監督者より解職を命じ得ることなどである。

明治三十六年（一九〇三）三月二十七日、専門学校令（勅令第

六十一号）が公布され、ここに大学及び専門学校という二本建ての教育体系が確立した。専門学校令においては、専門学校は、高等の学術技芸を教授する学校と規定し、入学資格を中学校または修業年限四年以上の高等女学校の卒業者とし、予科、研究科、別科を設置することができることとした。私立の専門学校については、文部大臣の認可によつてそれらを定め得ることとしている。

そして文部省は、専門学校令の施行規則たる公立私立専門学校規程（文部省令第十三号）を制定し、これらの学校の規制、監督に関する詳細な事項を定めたのである。専門学校令は、強制規程であるので、専門教育を施す学校は必ずそれによらねばならなくなつた。そこで東京法学院では、同年五月に一年半の予科を設け、組織を社団法人とすることとし、八月に専門学校令による東京法学院大学の認可を受け、法律、政治及び経済に関する高等教育機関となつた。^⑯から^⑰は、いざれもこの専門学校令による中央大学に係る文書である。

大正七年（一九一八）十二月六日、大学令（勅令第三百八十八号）の公布によつて、従来、官立の帝国大学のみであつた大学制度を改め、官立の帝国大学のほかに公立・私立の大学及び単科大学の設置が認められることとなつた。第一次世界大戦後の新時代

に対応した改革である。中央大学が大学令による大学となつたのは、大正九年（一九二〇）四月十五日である。^⑲は、その認可に係る文書である。

三

①②の文書は、英吉利法律学校の設置認可に係るもので、②はその開校期日を届けた文書である。①は増島六一郎が明治十八年六月二十七日に東京府へ提出した「私立学校設置願」にもとづく回議書（稟議書）である。起案から決定に至る合議の範囲は、学務課主任、学務課長、担当書記官である。書記官の決裁によつて、この設置願が記載上の不備のため下戻になり、再出願を命じられたことを示している。その理由は、②の附箋（下札）によつて知ることができる。教員数を十八名と記しながら、教員履歴書が十六名分しかないこと、敷地・建物の所有関係が記されていないこと、同じ場所に設置する東京英語学校との間の教場等の区分が記されていないことなどがその主な理由である。②はこれらの指摘を訂正して、同年七月八日に再出願されたものに対する書記官の決裁文書である。設置認可の日付は、明治十八年七月十一日である。英吉利法律学校では、この日を開校日としていたことが③の文書によつて知られる。中央大学では、磯部醇、西川鉄次郎、穂積陳重、岡山兼吉、奥田義人、岡村輝彦、渡辺安積、高橋一勝、高橋健三、山田喜之助、増島六一郎、藤田隆三郎、江木衷、合川正道、菊池武夫、渋谷慥爾、土方寧、元田肇の十八名を創立者としているが、その中の渡辺安積、渋谷慥爾の両名の履歴

書が再出願の際にもみえないのは気がかりである。

この「私立学校設置願」の書式は、前述の明治十七年八月二日東京府布達甲第三十二号「町村立私立学校幼稚園書籍館設置廃止規則」第六条の第一号書式にもとづいたものである。

設置願には、英吉利法律学校設置の目的を「邦語ニテ英吉利法律学ヲ教授シ、其実地應用ヲ習練セシムル」こととし、さらに教授法の要旨として、「専ラ英米法律ノ全科ヲ修メシメ、其実地應用ヲ習練セシメ、以テ法律ヲ業トスル者ノ学力ヲ養成スルニ在リ」としている。これによれば、國家権力に対し、国民の権利と自由を守るための英米法を基礎とする法律家の養成が建学の主意であり、その養成には特に実地習練が重視され、強調されているのである。入学退学規則をみると、入学定員は五百名であり、入学資格は読方・作文・書取の試験に合格した十八歳以上の男子であつた。入学期は九月で、定期入学以外の入学者を員外生と称している。その他、一円の月謝と引き換えに聽講券を発行する方法は、最初から計画されていたことなどが知られる。

④は私立法律学校特別監督条規下付を件名とする文書であるが、文部大臣からの通達にもとづくため、合議の範囲が東京府の長官である知事に及んでいる、知事決裁文書であることを示している。前述の通り、⑨⑩⑪の文書もこの件に係る文書である。

⑤は私立学校の調査に関し、文部省の照会に対する東京府の進達文書である。

⑥は私立学校の名称に関する府令の交付を示す文書である。この明治二十年五月十三日の東京府令第二十四号により、私立学校

は校名の上に私立の二字を冠した門標を掲げ、新聞広告等の際にも私立の二字を冠することが必要とされた。

⑦の文書は、東京府が明治二十年三月文部省訓令第五号に関する英吉利法律学校の請願書を調査し、その結果を文部省に稟申したものである。明治十九年十月勅令第七十三号により、徵兵令が改正され、官立府県立学校と同等と文部大臣が認めた私立学校の卒業生にも徵兵猶予が適用されるようになつた。これを受けて文部省は、訓令第五号で府県に対して私立学校の詳細な調査を指令した。従つて、この請願書やそれに添えられた規則書等をみると、当時の英吉利法律学校の情況がよくわかる。請願書に連署している英吉利法律学校の創立員總代は、増島六一郎ら十二名であるが、別紙にみられる共同設立者には、増島をはじめとする二十五名が記されている。このほか七名が嘱託講師として届けられているが、この共同設立者二十五名と嘱託講師七名を合わせた三十二名が教員であったといえる。また校舎の略図から、創立当初の校舎に増築が行われ、生徒の急増に対処していたことが知られる。そして、英吉利法律学校が、校舎敷地の半分を東京英語学校に貸与して、月額六十円の家賃を得ていたこと、校舎敷地を抵当とした負債が明治二十年七月に九百円であることなども判明する。請願書に添付された資料の中に明治二十年三月改定の英吉利法律学校規則があるが、同規則では、その目的が「帝国法律ノ実地應用ヲ練習セシムルヲ目的トシ、本邦制定ノ法律ヲ教授スルノ外、広ク法理ニ通達スル為メ、邦語又ハ原書ヲ以テ英吉利法律学ヲ講究スルモノ」と改められ、邦語で法律を教授する第一科と英米の原

書を使用して法律を教授する第二科の四年間の課目が一年毎に記載されている。授業時間は午後二時から九時までとされ、学期試験と学年試験の実施方法や及第・落第の規定も設けられ、在学証や卒業証書の書式も定められている。さらに英吉利法律学校付則には、校内生の月謝納付手続、教場心得及び職員事務章程が記され、別に講師・職員の氏名も記載されている。^⑫のうちの文書にも徵兵猶予に係るものがある。

⑧は学生数の急増した英吉利法律学校が、校舎の新築に着手したもの、現教場のみでは授業ができないため、新築教場の落成まで神田区錦町一丁目十二番地所在の木造二階建の家屋を借り受け分教場を設置することとし、その件について東京府に出願した文書である。

ところで英吉利法律学校に係る文書は、これらのはかに東京府より文部大臣あてに明治二十一年十一月二十一日付で進達された英吉利法律学校予備校設置願並びに予備校資格願などがあるが、英吉利法律学校から東京府へ提出された願書や添付資料が簿書中に含まれていないことと、この件を示す史料がほかに見当らないため、その内容については保留せざるを得ない。

⑬以下^⑭までの二十二件の文書は、東京法学院関係の史料である。^⑯の文書は、明治二十六年十一月四日に制定された文部省令第十五号第二項で、従前、明治二十一年文部省令第三号により、文部大臣によって学則を認可された私立学校の卒業生のうち、尋常中学校卒業者もしくは同等以上の学力を有する者に対し、徵兵免除が適用されることを認め、その旨を卒業証書に付記

する件に関して、東京法学院と東京府・文部省との間に交わされた往復文書である。

⑮は、明治二十七年八月十一日付で東京法学院の学則改正を認可した指令の按文である。決定原案の作成（起案）がそのまま決裁文書となっている。この中には学則と課程表が含まれているが、その学則によると、設立の趣旨を「法律及一般政治思想ノ養成ヲ目的トシ、本邦制定ノ法律並ニ經濟ニ関スル學術ヲ教授ス、尚ホ其精理実練ノ効程ヲ進ムル為メニ広ク英仏獨ノ法律ヲ參加講修セシム」として、英吉利法律学校の英米法による法律家の育成を法律及び一般思想の養成に改めている。これによつて校名の改称が単なる名称の変更にとどまらず、教育内容の変化にともなうものであることがわかる。この東京法学院学則は、設立趣旨などを除くと、概して明治二十三年八月の学則に準拠している。英吉利法律学校の第一科・第二科の課程は、この学則によつて、それぞれ邦語法律科・英語法律科とされ、七・九月の二回の入学期が六・九・二月の三回となつてゐる。特待生や貸費生の制度は、従来、みられたなかつたものである。

⑯の書類は、「公私立尋常中学校及技芸学校取調要項」に関する文部省より東京府への通牒（通達）に対し、東京府が文部省へ提出した文書の按文である。これは所定の書式にもとづいて、生徒と職員、教科書・参考書・校舎校地図面、現行諸規則・学科課程などの報告書を明治三十年十一月三十日までに提出させたもので、東京法学院が作成したこれら資料が含まれている。この東京法学院学則は、明治二十九年十一月に認可され、同三十年七月に

改正されたもので、これによつて高等法学科の組織と東京法学院会議についての概略が知られる。高等法学科は、修業科目を民法・商法・刑法・国法学・国際法・財政学・法理学の七科とし、修業年限を一年以上・五年以下として、卒業生に東京法学院学士の称号を「認許」するという制度であった。

この「公私立尋常中学校専門学校及技芸学校取調要項」にもとづく報告は、毎年十月末日を期限にその提出が義務づけられているが、(21)(22)は、右の件に関し、東京法学院が神田区長を経て東京府へ提出した報告書を、東京府が文部省へ進達した文書の按文である。その中の東京法学院職員調は、教員全員の受持学科・毎週受持時間数・職名・俸給・就職年月・卒業学校及学位・族籍・生年月などを一覧にしたものである。それによつて明治三十年には、院長が菊池武夫、幹事が奥田義人、同藤田隆三郎であったのが、翌三十一年に幹事の藤田が土方寧に代わり、さらに同三十三年には、創設者の増島六一郎が講師も辞任していくことが判明する。明治三十年を一例とすると、東京法学院の生徒数は千六人で、入学者が三百三十三人、前学年の卒業者が二百二十八人、その学年中の中途退学者が四百十四人である。同年度の高等法学科の生徒数は八十六人、在外員数は九百六十八人である。明治三十一年度予算の支出項目をみると、院長・幹事・講師はいずれも無給であったことがわかる。この(18)の文書にみられる東京法学院の生徒数は、(23)(24)の文書中の生徒数とほぼ同じで、同時期の高等法学科と在外員生を除いた生徒数は、千人程度であったことが知られる。

(22)は、明治三十二年八月の東京法学院学則改正に係る文書である。これによると、私立東京法学院代表者菊地武夫は、東京府を経て文部大臣あて明治三十二年七月二十六日付で東京法学院の学則改正の認可を申請しているが、記載上の不備が指摘され、それを改め、同年八月十日に追願書を提出し、同月十四日付で認可され、その認可書が文部省より東京府・神田区長と回送され、神田区長から同校代表者へ交付されていることがわかる。この明治三十二年八月の学則は、同年六月文部省令第三十四号「公立私立学校認定ニ関スル規則」にもとづいて、同三十年七月の学則を改正したものである。改正の要点は、邦語法律科と英語法律科の生徒を各々特別生（中学校の卒業証書をもつか、乙種試験に合格した生徒）と普通生（中学と同等以上の学科を授ける学校の卒業証書をもつか、甲種試験に合格した生徒）の二種に分け、特別生には徵兵令第十三条及び第二十三条の特典が与えられるとしたことである。

明治三十二年八月四日、私立学校令が施行された。私立学校に対する監督規程である同令は、その第二十条で「本令施行ノ際、現ニ私立学校ノ校長又ハ教員タル者ニシテ、引続キ当該学校ノ校長又ハ教員タラント欲スル者ハ、相当学校ノ教員免許状ヲ有スル教員ヲ除ク外、本令施行ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ其ノ旨ヲ監督官庁ニ開申スヘシ」と定めた。(24)(25)(26)の文書は、それに対する東京法学院の開申書を神田区長を経て東京府知事から文部大臣あてに進達したことと示す施行文書である。

文書が一件残っているが、それは明治三十七八年八月の東京法学院大学の学則改正を明らかにする史料である。明治三十六八年八月の専門学校令による認可関係の文書が保存されていないのが残念である。

校名を中央大学と改めた明治三十八八年八月以降、大学令による認可を受けた大正九年四月に至る間の中央大学関係文書は、東京都公文書館に十九件残存している。この十九件の文書のうち、⁽³⁶⁾から⁽⁵²⁾までの十七件が専門学校令による中央大学関係文書で、本書の文書は、本来⁽⁵²⁾で打ち切るべきであろうが、⁽⁵³⁾⁽⁵⁴⁾の二件の文書は、利用の便を考慮して収録したものである。

中央大学関係文書の初見は、⁽³⁶⁾の明治三十九年七月の学則改正に係る文書である。校名変更や経済学科の設置に関する文書は見当らないが、経済学科については、⁽⁴⁰⁾に付記されている旧規定によつて知ることができる。⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾は、学則の一部改正を示す文書である。

⁽⁴⁰⁾は中央大学の規定改正に係る文書で、中央大学学長の文部大臣あての申請書が、神田区を経て、東京府知事から文部大臣へ進達され、認可書が東京府を経て中央大学へ送付されたことを示す施行文書である。この規定改正は、商業学科の新設によるものであつた。それによると、中央大学の教育課程は、法律学科・経済学科・商業学科の本科（三年制）、予科（一年制）及び研究科・専門科（三年制）から構成されていた。また「本科学生ヲシテ学理ノ應用ヲ鍛錬セシメ、兼ネテ論文ノ起草、法規ノ立案ヲ指導」する実習科も設けられている。

⁽⁴²⁾⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾は、商業学科に係る文書で、⁽⁴²⁾は甲種商業学校卒業者に入学資格を与えるための学則改正、⁽⁴³⁾は課程表の改正に関するものである。

⁽⁴⁵⁾は大正二年七月の学則改正に係る文書である。この改正によつて、それまでの本科を大学部、専門科を専門部と改称し、大学部に法科・経済科・商科の三科をおき、専門部にも法科・経済科・商科の三科をおいた。研究科と予科については、従来通りである。この学則では、大学記念日を十一月十一日としている。この文書には、旧規定も含まれているが、すでに前掲文書中にみられるので省略した。

⁽⁵¹⁾は、大正六年六月十日の火災によつて校舎を焼失した中央大学の校舎改築願に係る文書である。改築願には設計図一式が添付されている。

⁽⁵²⁾の文書は、中央大学大学部を大正七年二月文部省令第三号第二条により、高等試験令第八条高等学校・大学予科と同等以上と認定されるよう求めた申請書に関するものである。文部省令第三号第二条は、「中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル、修業年限二年以上ノ予科ヲ有スル私立専門学校本科ニシテ、文部大臣ノ認定ヲ受ケタルモノ」を、高等試験令第八条による「高等学校・大学予科ト同等以上ト認定ス」とした。この申請書によつて、二年制の予科が一部・二部におかれていることがわかる。また、予科の生徒数、毎年の授業日数、各学年生徒の出席割合、教員の担当学科目・出身学校・専兼任の区別、教科書なども明らかにすることができる。なお、この文書から東京府が意志決定に例

文処理による方式を用いていることがわかる。

(53)は、大正九年四月十五日の大学令による中央大学設立認可に係る文書である。これによつて、中央大学が文部大臣あてに認可申請書を提出したのは、大正八年十二月二十六日であることがわかる。文部大臣による認可の指令は、同九年四月十五日付で発せられている。中央大学は、法学部・経済学部・商学部の三学部がらなり、各学部に研究科を設け、これを総合して大学院をおき、大学予科を設けて、法学部・経済学部に属するものを第一部、商学部に属するものを第二部と称している。学生定数は、法学部四百名、経済学部二百名、商学部三百五十名、予科九百六十名とし、大学令第七条第三項の要件の供託金については、寄附金総額七十万四千四百五十三円と記録している。

四

本書には、「参考」として英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学と関係の深い各種の学校や附属機関に関する文書を収録している。

(54)(55)は、三菱商業学校と明治義塾に係る文書である。これによつて、三菱商業学校と明治義塾は、後に英吉利法律学校が開設される神田区錦町二丁目二番地に設置され、その經營にたずさわったのが三菱と関係の深い豊川良平と森下岩楠であったことがわかる。

(56)は、前述の明治十五年東京府甲第五十号布達にもとづいて、三菱商業学校が同年七月、校則について東京府へ報告したもの

審査・決定を示す文書である。(57)は、三菱商業学校の廃校届を受理した文書である。廃校届は、明治十七年五月二十七日に豊川良平によつて提出されている。(58)の文書は、文部省専門学務局長より東京府へ、三菱商業学校の学科・教則等の送付を依頼してきた照会に対する回答である。

(59)は、明治義塾が、明治十五年七月に東京府甲第五十号布達にもとづいて、規則・学科等について東京府へ報告した文書である。(60)(61)(62)(63)の文書のうち、(63)は、明治十六年四月二十八日、明治義塾が東京府に法律研究科の増設を出願して却下されたことを示す文書である。(64)の文書から、法律研究所の設置が再出願され、同年六月二日に起案者により認可の決定原案が作成されたことがうかがえる。申請書に添附された明治義塾規則によつて、同義塾の内容を詳細に知ることができる。

(65)は、明治義塾法律研究所の開業期日の届を、(66)は、明治義塾を廃止し、明治義塾法律研究所を明治義塾法律学校と改称する届を受理したことと示す文書である。(65)の届から明治義塾法律学校の認可が六月九日になされたことがわかる。

(67)(68)は、明治義塾法律学校の教員変更に関する届を受理した文書であり、これによつて明治義塾法律学校が明治十八年四月に存続していくことが確認できる。

(69)は、英吉利法律学校と同時に、同じ神田区錦町二丁目二番地に創設された東京英語学校の設置に係る文書である。校長は、英吉利法律学校長の増島六一郎が兼任している。東京英語学校の設置願は下戻となり、再提出後の七月十一日に認可された。東京英

語学校の設置目的は、「英語学・数学・漢文ノ三科ヲ教ヘ、傍ラ東京大学予備門及ヒ其他官立学校ニ入ル者ノ為ニス」としている。

(71)(72)(73)は、東京英語学校が明治十八年七月二十日に開校し、さ

五

らに夜学科を増設したことを知り得る文書である。

(74)は、明治二十年一月の東京英語学校の規則改正伺であり、その第一条で同校の設置目的を「主トシテ普通ノ英語学ヲ教ヘ、第一高等中学並ニ其他ノ諸官立学校ニ入ラント欲スル者ヲ教授スル所トス」とし、その内容も中学校の規定に準拠して、改められている。(75)の文書によつて、明治二十年十二月に東京英語学校に正科及び速成科の二科からなる商業学部が増設されたことがわかる。

(76)は、明治三十八年九月二十日に開校した中央高等予備校に係る文書である。申請書によると、その設置目的は、「高等ノ諸学校ヘノ入学志望者ニ予備ノ学科ヲ教授ス」とし、神田区錦町二丁目二番地の東京法学院大学内に開設することになつてゐる。学則によると同校の学科は「修身、英語、独逸語、国語、漢文、数学、地理、歴史、物理、化学、博物、図画」で、毎週の授業時間を三十時間とし、英語、独逸語はそのうち一科目の選択になつてゐる。この中央高等予備校の設立者は、東京法学院大学長の菊池武夫で、教員には堀竹雄ら十一名が予定されている。申請書とその学則からは、当初の私立東京法学院大学附属高等予備校の校名が訂正され、東京法学院大学への無試験入学の項が削除されている。

(77)(78)は、中央高等予備校の学則改正についての文書である。

(79)(80)の文書から、中央高等予備校の校長が菊池武夫から奥田義

人に代り、さらに岡村輝彦に引き継がれたことが知られる。

東京都公文書館の所蔵に係る中央大学関係文書は、同館の膨大な簿書の中に残されている。

現在、東京都公文書館が所蔵する主要な文書は、いずれも編冊され、簿書として整理・保存されている。それらの簿書には、「回議録 各種学校書類」「本府命令録」「第三課文書類別 学務(官房) 各種学校ニ関スル書類」「文書類纂 学事 各種学校」「東京府公文」などの表題が付されていることから、永久保存文書かそれに準ずるものとして重要視されていることがわかるが、その多くは各種の文書が綴じられている合綴である。中央大学関係文書は、東京都に提出された願書に係るものが多いたが、それらの文書が簿書の中にすべて残存してゐるわけではない。文書を作成した課や係で誤って廃棄されたり、別の簿書へ混入してしまうこともある。また、整理係によつて再編成される場合、同様の運命にあう文書もある。脈絡のない雑多な文書が一括して編冊されたり、残存すべきはずの文書が失われてゐるのはこのためである。本書では、(79)として「特別認可之件」「英吉利法律学校予備校設置願並予備校資格願進達ノ件」などの断片文書や(80)の文書のように、後日、挿入されたと思われるものも可能なかぎり収録した。大正九年以降の東京都公文書館所蔵文書及び国立公文書館、東京大学事務局庶務部などに所蔵されている中央大学関係文書との照合、検討が今後の課題である。